

# オンライン申請システム 操作マニュアル

～令和 7 年度那覇市定額減税補足給付金（不足額給付）申請フォームガイド～

# **1. オンライン申請システムの利用者登録（新規登録）について**

※システムを初めて利用する方は、登録方法①か②のいずれかの方法で登録してから始めてください。

・・・ 3 ページへ

# **2. 今回の申請フォームを探す**

・・・ 1 2 ページへ

# **3. ヘルプ（オンライン申請システムのマニュアル等）について**

・・・ 1 4 ページへ

# 1. オンライン申請システムの利用者登録（新規登録）について

ホーム

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）ヘルプよくあるご質問ログイン新規登録

内容詳細

※新規登録は2つの方法があります。登録方法①か②いずれかの方法で登録してください。

受付開始

令和7年度那覇市定額減税補足給付金（不足額給付）\_\_申込フォーム

制度の概要

・国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、定額減税しきれない方等に給付措置を実施し、令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）は、令和6年度に実施した当初調整給付の支給額に1）または【不足額給付2】）を対象に、不足する金額を支給します。

※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

※本給付金の詳細またはオンライン申請システムの操作方法については、下記のURLよりホームページをご覧ください。

【HP名】令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

URL

申請対象者の世帯

・対象者：令和7年1月1日時点において那覇市にお住まいの方で、次の【不足額給付1】または【不足額給付2】に該当する方

対象者の詳細についても、上記の那覇市HPをご確認ください。

手続きについて

・支給対象の方には、那覇市より、確認書、支給案内、申請書（請求書）のいずれかが送付されています。申請方法のうち、オンラインでの申請を希望される方は下記の「次へ進む」のボタンより、申請を進めてください。

※オンライン申請を行うためには、本システムにログインする必要があります。初めて那覇市オンライン申請システムを利用される方は、右上の「新規登録」ボタンより、ご登録をしてアカウントを作成した後に、申請作業を開始していただきますようお願いいたします。

事前に用意していただく必要があるものは以下の3点です。

1. 那覇市から届いた、確認書・支給案内・申請書のいずれかの書類

2. 支給対象の申請者の本人確認用の身分証  
【マイナンバーカード（表面）・運転免許証、在留カード、保険証、など】  
※有効期限内のものに限る。

3. 給付金の振込を希望する口座のキャッシュカードまたは通帳  
【受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかるもの】  
※原則、本人の口座に限る

~~~~~

注1：オンライン申請システムを利用する場合、本人が申請する場合に限らせていただきます。

注2：支給案内を受け取った方で、支給口座の変更を希望される方は、支給案内に記載の期限までに手続きを行ってください。期限後は口座変更できません。

注3：確認書または申請書を受け取った方は、令和7年10月31日（金）までに手続きを行ってください。期限後は申請できなくなります。

注4：給付金の受取を辞退する場合は、専用コールセンターまでご連絡ください。

**登録方法①**  
「新規登録」ボタンを押す  
↓  
4 ページへ進む

受付開始日

2025年7月31日 0時00分

受付終了日

2025年11月1日 0時00分

お問い合わせ先

専用コールセンター  
電話番号：0120666802

次へ進む

あとで申請する

一覧に戻る

登録方法②

「次へ進む」ボタンを押す  
↓  
「ログインが必要です。」  
OKを押す

ログインが必要です。

OK

「利用者の新規登録はこちら」を押す  
↓  
4 ページへ進む

利用者の新規登録はこちら

パスワードを忘れた方はこちら

他のアカウントでログイン

GビズIDでログイン

- 3 -



### 利用者登録でもっと便利に。

1

手続きの申請をいつでも、どこからでも

お手持ちのスマートフォンやパソコンを利用して、いつでも、どこからでも手続きの申請が行えます。

2

手続きの入力をかんたんに

あなたの情報や過去の申請内容を利用して、手続きの入力がかんたんに行えます。

3

手続きの検索をかんたんに

あなたの情報や過去の申請履歴から、あなたの目的に合った手続きをかんたんに探すことができます。

4

あなたの知りたい情報をお届け

お気に入りのカテゴリを登録することで、あなたの知りたい情報をお届けします。

「個人として登録する」  
を押す

**個人**として登録する

個人としてご利用の方はこちらから。



**事業者**として登録する

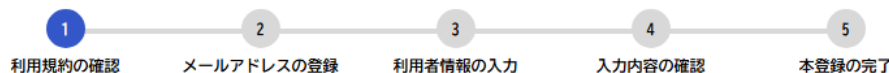
個人事業主（自営業など）もしくは法人としてのご利用の方はこちら。



登録前の操作に戻る



## 利用者の新規登録



### 利用規約の確認

#### 目的

この規約は、那覇市オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を利用するために必要な事項を定めるものです。

#### 2 利用上の注意

本システムは、この規約に同意されていることを前提に提供しているため、本システムを利用される個人及び事業者（以下、「利用者」という。）は、この規約に同意したものとみなします。本システムを利用する前には、必ずこの規約をお読みください。なお、この規約に同意できない場合には他の申請等の方法にて手続を行ってください。

#### 3 個人情報の保護

本システムでは、利用者の個人情報を保護するために、通信経路の暗号化等を行います。また、利用者は、他人のプライバシー等の権利を侵害する行為をしてはなりません。

那覇市は、利用者情報及び申請等に含まれる個人情報について、那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月1日条例第5号）に基づき適正な維持管理を行います。また、本システムの機能向上及び提供サービスの充実を図るため、個人を識別できない範囲の利用者情報（番地、番地の枝番及び号のうち最も細かいものを削除した住所、生年月日から加工した年齢、性別）及び申請の利用状況（手続き情報、申請日時等）について、統計作成及び分析に利用することがあります。また以下の場合において、本人同意に基づき利用者情報及び申請等に含まれる個人情報を利用することがあります。

（1）利用者が本システムで行った申請に関連する他の手続きの申請について、那覇市から勧奨を行う場合

（2）那覇市が新たに本システムで利用可能な手続きを公開する際に、利用者情報（居住区、生年月日、性別）に基づき対象者を絞り込み、該当者に手続きの案内を行う場合

#### 4 ログインID、パスワードの管理

本システム利用にあたって、利用者が本システムに登録したメールアドレス（以下「ID」という）、パスワードは利用者のデータ保護に不可欠なものです。利用者は次の点に注意し、利用者本人の責任において厳重に管理してください。那覇市は、厳重に管理されたID、パスワードにより行われた申

☒ 利用規約に同意します

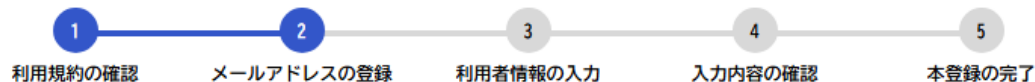
「利用規約に同意します」  
にチェックし、  
「利用者の登録を開始する」  
を押す

利用者の登録を開始する >

登録前の操作に戻る



## 利用者の新規登録



### メールアドレスの登録

入力いただいたメールアドレスは、今後ご利用いただく利用者IDとなります。  
メールアドレスの登録後、入力いただいたメールアドレスに本登録用の認証コードを記載したメールを送信します。

迷惑メール対策設定をしている場合は、メールが届かない場合があります。  
お手数ですが、「@city.naha.lg.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。

メールアドレス 必須

メールアドレス

メールアドレス（確認）

登録する



メールアドレスを入力し、  
「登録する」ボタンを押す



「登録します。よろしいですか？」  
OKを押す

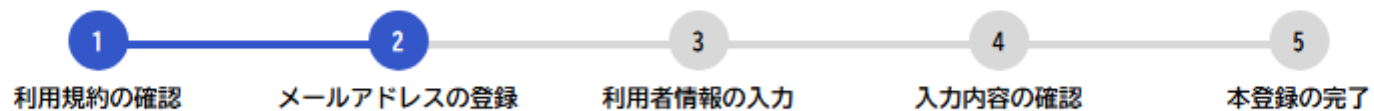
登録します。よろしいですか？

OK

キャンセル



## 利用者の新規登録



### メールアドレスの登録完了

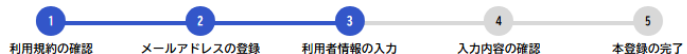
本登録用の認証コードを記載したメールを送信しました。  
メール受信後、30分以内に本登録画面で登録情報を入力してください。

認証コード **必須**

認証コードを確認する



登録したメールアドレスに送られてきた認証コードを入力し、「認証コードを確認する」を押す



## 利用者情報の入力（個人利用者）

利用者情報を入力してください。  
利用者情報を登録することで、手続きの入力や検索がかんたんになります。

利用者ID（メールアドレス）

パスワード 必須

パスワードは、以下の条件を2つ以上満たす8文字以上の半角文字列を入力してください。

- 1) 英字（大文字）
- 2) 英字（小文字）
- 3) 数字
- 4) 記号

パスワード（確認） 必須

氏名 必須

氏名（姓）

氏名（名）

氏名カナ 必須

氏名カナ（セイ）

氏名カナ（メイ）

郵便番号

郵便番号（ハイフンなし）

住所を検索する

住所

都道府県

市区町村

町名・番地・建物名・部屋番号

電話番号 必須

電話番号（ハイフンなし）

生年月日 必須

年

月

日

選択してください▼

選択してください▼

選択してください▼

性別

- ☐ 男性
- ☐ 女性
- ☒ 答えない

お知らせ・通知メール

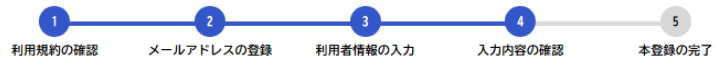
「希望する」を選択すると、登録した利用者情報や過去の申請内容に基づき関連するお知らせのメールが届きます。  
「希望しない」を選択した場合でも、重要なお知らせがメールで届きます。

- ☒ 希望する
- ☐ 希望しない

入力内容を確認する



利用者情報を入力し、  
「入力内容を確認する」ボタン  
を押す



## 入力内容の確認（個人利用者）

入力内容を確認し、本登録を完了してください。

利用者ID（メールアドレス）

氏名

氏名カナ

住所

電話番号

生年月日

性別

お知らせ・通知メール

登録する >

< 入力に戻る

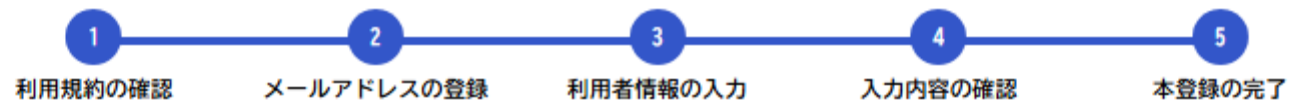
登録します。よろしいですか？

OK

キャンセル

入力内容を確認し、  
「登録する」ボタンを押す

「登録します。よろしいですか？」  
OKを押す



## 本登録の完了

本登録が完了しました。引き続きサービスをご利用ください。

なお、マイページからお気に入りのカテゴリを登録することで、カテゴリに関する通知を受け取ることができるようになります。

登録前の操作に戻る

「登録前の操作に戻る」ボタン  
を押す



ホーム

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ

よくあるご質問

ログイン

新規登録



内容詳細

受付開始

## 令和7年度那覇市定額減税補足給付金（不足額給付）\_\_申込フォーム

### 制度の概要

・国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、定額減税しきれない方等に給付措置を実施するものです。  
令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）は、令和6年度に実施した当初調整給付の支給額に不足が生じる方等（以下の【不足額給付1】または【不足額給付2】）を対象に、不足する金額を支給します。  
※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

※本給付金の詳細またはオンライン申請システムの操作方法については、下記のURLよりホームページをご確認ください。

[HP名]令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

URL

### 申請対象者の世帯

・対象者：令和7年1月1日時点において那覇市にお住まいの方で、次の【不足額給付1】または【不足額給付2】に該当する方

対象者の詳細についても、上記の那覇市HPをご確認ください。

### 手続きについて

・支給対象の方には、那覇市より、確認書、支給案内、申請書（請求書）のいずれかが送付されています。申請方法のうち、オンラインでの申請を希望される方は下記の「次へ進む」のボタンより、申請を進めてください。

※オンライン申請を行うためには、本システムにログインをする必要があります。初めて那覇市オンライン申請システムを利用される方は、右上の「新規登録」ボタンより、ご登録をしてアカウントを作成した後に、申請作業を開始していただきますようお願いいたします。

事前に用意していただく必要があるものは以下の3点です。

1. 那覇市から届いた、確認書・支給案内・申請書のいずれかの書類

2. 支給対象の申請者の本人確認用の身分証

【マイナンバーカード（表面）・運転免許証、在留カード、保険証、など】

※有効期限内のものに限る。

3. 給付金の振込を希望する口座のキャッシュカードまたは通帳

【受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかるもの】

※原則、本人の口座に限る

~~~~~

注1：オンライン申請システムを利用する場合、本人が申請する場合に限らせていただきます。

注2：支給案内を受け取った方で、支給口座の変更を希望される方は、支給案内に記載の期限までに手続きを行ってください。期限後は口座変更できません。

注3：確認書または申請書を受け取った方は、令和7年10月31日（金）までに手続きを行ってください。期限後は申請できなくなります。

注4：給付金の受取を辞退する場合は、専用コールセンターまでご連絡ください。

### 受付開始日

2025年7月31日 0時00分

### 受付終了日

2025年11月1日 0時00分

### お問い合わせ先

専用コールセンター

電話番号：0120666802

・ 今回の給付金の概要  
・ 事前に準備すべきもの  
・ 注意事項  
・ 申請期限  
・ お問い合わせ先  
上記の内容を確認したうえで、  
「次へ進む」を押して申請を  
始めてください。

## 2. 今回の申請フォームを探す



Handwritten note: 「手続き一覧（個人向け）」より今回の対象手続きを検索できます。

Header navigation: [手続き一覧（個人向け）](#) | [手続き一覧（事業者向け）](#) | [ヘルプ](#) | [よくあるご質問](#) | [ログイン](#) | [新規登録](#)

# 那覇市オンライン申請システム

## もっと便利に。 もっと簡単に。

那覇市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。  
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。



## 申請できる手続き一覧

### キーワード検索

検索

### 条件を指定して検索

カテゴリ

組織

利用者情報

暮らし・手続き

子育て・教育

税金

健康・福祉・医療・保険

健康

福祉

障がい者支援

### 手続き一覧（個人向け）

該当件数 10 件

条件をリセットして全件表示

【申込】 R7年8月市民向け認知症サ  
ポーター養成講座

ちゃーがんじゅう課

ちゃーがんじゅう体操広めたい講  
座【申込】

ちゃーがんじゅう課

令和7年度那覇市定額減税補足給付  
金（不足額給付） 申込フォーム

福祉政策課

令和7年度那覇市有料老人ホーム集  
団指導・介護保険事業所等研修事  
後アンケート

ちゃーがんじゅう課

市民講座「学ぼう心のサイン・気  
づこうこどものSOS」～きみの命は

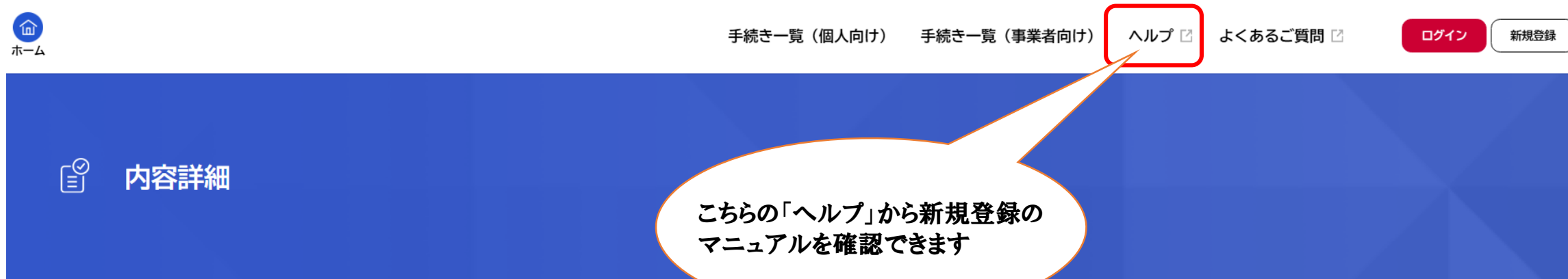
介護予防リーダー養成講座【申  
込】

カテゴリーの選択は  
「健康・福祉・医療・保険」  
→「福祉」を選択すると  
表示されます

今回の申請フォームを選択する

※カテゴリーの変更はありませんが、検索のタイミングによってフォームの表示位置は変動している場合があります。

### 3. ヘルプ（オンライン申請システムのマニュアル等）について



受付開始

#### 令和7年度那覇市定額減税補足給付金（不足額給付）\_\_申込フォーム

##### 制度の概要

・国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、定額減税しきれない方等に給付措置を実施するものです。  
令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）は、令和6年度に実施した当初調整給付の支給額に不足が生じる方等（以下の【不足額給付1】または【不足額給付2】）を対象に、不足する金額を支給します。  
※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

※本給付金の詳細またはオンライン申請システムの操作方法については、下記のURLよりホームページをご確認ください。

[HP名] 令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

URL [🔗](#)

## 1. ご注意

## 2. はじめに

## 2.1. 本システムの概要

## 2.2. マニュアルについて

## 3. 利用の開始

## 3.1. 利用環境の確認

## 3.2. ホーム画面の見かた

## 3.3. 利用者情報を登録する

## 3.4. ログイン・ログアウトする

## 3.5. よくある質問を確認する

## 4. 手続きの申請

自分に必要な手続きを確認する  
(※ 申請料金を支払った後など)

申請する

予約を申請する

手続きの申請を再開する

## 4.5. 手続きの申請状況を確認する

## 4.6. 手続きの申請履歴を確認する

## 4.7. 申請に電子署名する

## 4.8. 手数料をオンライン決済で支払う

## 4.9. 申請した交付物をダウンロードする



### 3.3. 利用者情報を登録する

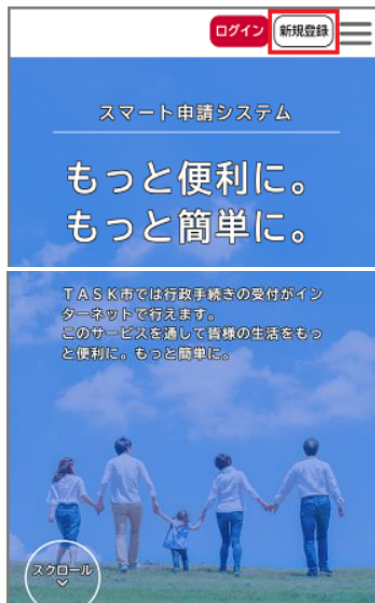
本システムを利用するには、利用者情報を登録する必要があります。



- 利用者情報には、個人の利用者情報と事業者の利用情報の2種類があります。
- ここでは、個人の利用者情報を登録する場合の画面を使用して説明します。事業者の利用者情報を登録する場合も、同様の画面を表示します。

1 ブラウザのURL入力欄に本システムのURLを入力します。

2 [新規登録] ボタンをタップします。



「3.3 利用者情報を登録する」より、  
登録方法の詳細を確認  
可能です。

## ナビゲーション

利用者情報を登録する

